

練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画推進委員会設置要綱

平成 27 年 3 月 10 日

26 練福経第 2573 号

(設置)

第 1 条 練馬区地域福祉・福祉のまちづくり推進計画の策定および計画策定後の計画事業の取組状況について、区民および識者の意見を聴取、反映させるために、練馬区地域福祉・福祉のまちづくり推進計画推進委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、つぎの各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 計画策定時において、計画内容について検討し、その結果について区長に提言を行うこと。
- (2) 計画の推進、検証および評価に関すること。
- (3) 計画の推進に関する課題、意見等の提案を行うこと。
- (4) その他、地域福祉や福祉のまちづくりの推進に向けた活動を行うこと。

(構成)

第 3 条 委員会の委員は 25 名程度とし、つぎの各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 公募区民 5 名程度
- (2) 学識経験者 2 名
- (3) 地域住民組織関係者 4 名
- (4) 地域団体関係者 4 名
- (5) 障害者団体関係者 5 名
- (6) 事業者団体関係者 2 名
- (7) 練馬区社会福祉協議会職員 1 名
- (8) 地域福祉・福祉のまちづくり総合計画区民懇談会委員 2 名

2 委員は、区長が委嘱する。この場合において、区長は男性委員と女性委員がおおむね同数となるよう努めるものとする。

3 委員会に委員長および副委員長を置く。

4 委員長は委員の互選により選任し、副委員長は委員長が指名する。

5 委員長は、委員会の会議を主宰し、委員会を代表する。

6 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第 4 条 委員会の委員の任期は、2 年とする。ただし、任期途中で交替があった場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。また、再任は妨げない。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(公開)

第 6 条 委員会の会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、附属機関等の

会議の公開および区民公募に関する指針（平成 13 年 2 月 27 日練企企発第 245 号）の定めるところにより非公開とすることができる。

（謝礼金）

第 7 条 委員に謝礼金を支払う。謝礼金の額については別に定める。

（庶務）

第 8 条 委員会の庶務は、福祉部管理課において処理する。

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 練馬区地域福祉計画区民懇談会設置要綱（平成 22 年 4 月 22 日 22 練福経第 240 号）および、練馬区福祉のまちづくり推進計画検討委員会設置要綱（平成 22 年 2 月 26 日 21 練福地第 2524 号）は廃止する。